

高知工科大学授業料免除制度の疑問

高知工科大学授業料免除制度の全額免除・半額免除とは？



1. 在籍課程（学士・修士）によって取り扱いは異なるの？
2. 実際、支払う授業料（自己負担額）はいくら？
3. 他制度（高等教育の修学支援新制度（国の制度）、高知工科大学修士課程就学支援制度）利用時はどうなるの？
学士のみ 修士のみ



1. 在籍課程（学士・修士）によって取り扱いは異なるの？



取り扱いは同じです

- 在籍課程に関わらず、要件を満たせば、**全額免除**・**半額免除**の免除を受けることが可能です。
- ただし、審査に必要な「家計評価額」算定のための「収入基準額*」は、学士課程と修士課程で異なります。

*本学ウェブページ「高知工科大学授業料免除制度」内の資料「授業料免除に係る家計基準（詳細）」参照

学士のみ

修士のみ

- 他制度（高等教育の修学支援新制度（国の制度）、高知工科大学修士課程就学支援制度）利用者は、各制度の免除額と合算し、免除額が決定されます。

❓ 2. 実際、支払う授業料（自己負担額）はいくら？

❓ 3. 他制度（高等教育の修学支援新制度（国の制度）、高知工科大学修士課程就学支援制度）利用時はどうなるの？

全額免除

自己負担は
ありません

申請年度の**前期・後期**の授業料が免除されます。

※前期授業料を納入済みの場合は、返金があります。

学士
修士

1. 他の制度利用なし（授業料免除制度のみ利用）

前期：267,900円

267,900円
授業料免除制度を適用(免除)

後期：267,900円

267,900円
授業料免除制度を適用(免除)



免除額合計：535,800円

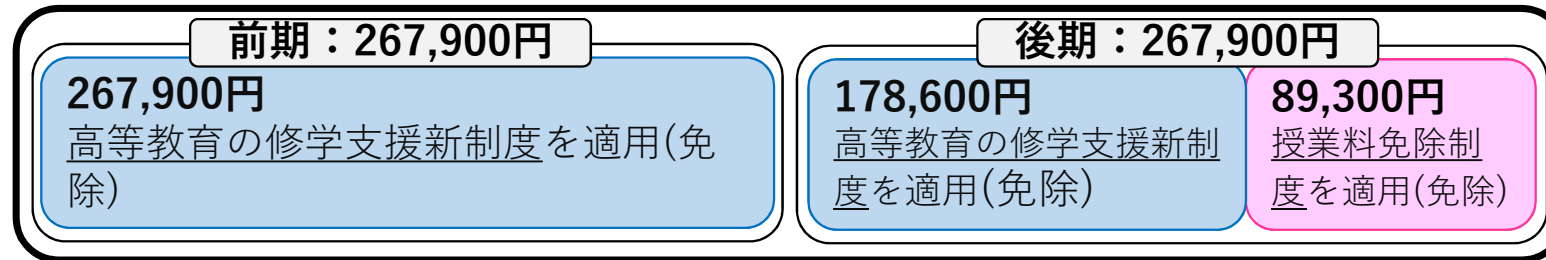
学士
のみ

2. 高等教育の修学支援新制度（国の制度）利用者*

*日本学生支援機構 給付奨学生

高等教育の修学支援新制度の支援区分に応じて適用する制度が変わります。

（例1）支援区分が前期：第Ⅰ区分、後期：第Ⅱ区分の場合

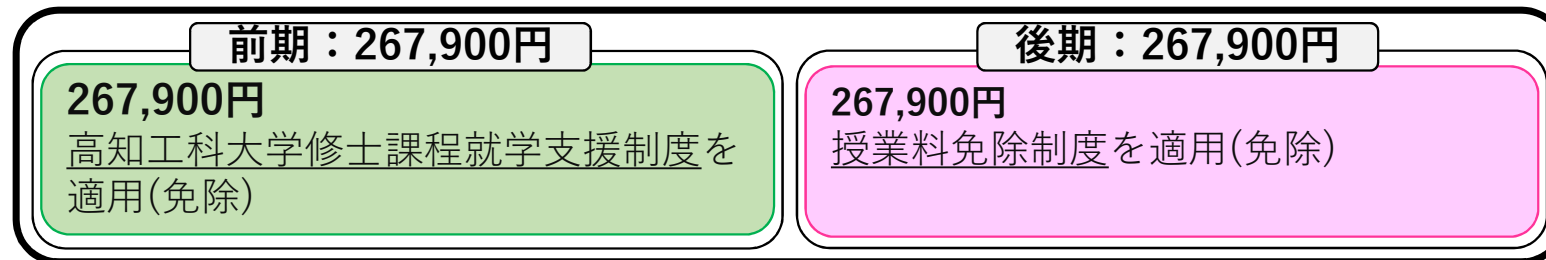


免除額合計：535,800円

修士
のみ

3. 高知工科大学修士課程就学支援制度 利用者

高知工科大学修士課程就学支援制度の半額免除者は、授業料免除制度において**全額免除者となった場合に限り**、追加で免除されます。



免除額合計：535,800円

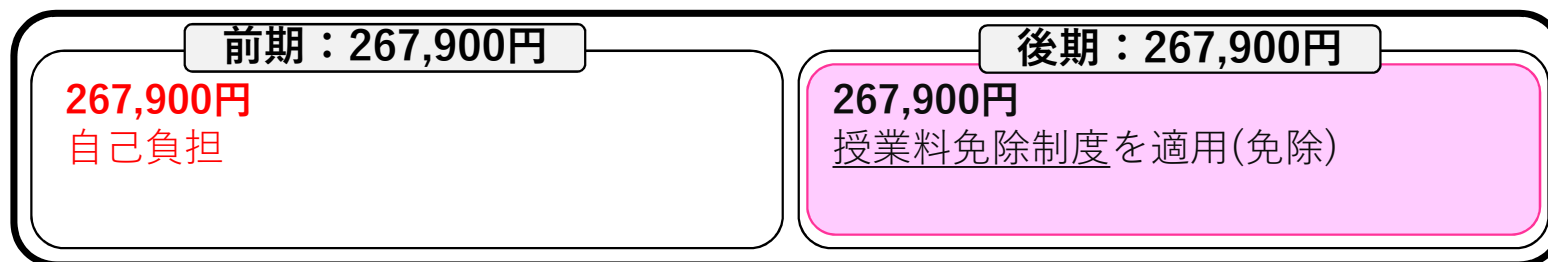
半額免除

自己負担が発生します
(年間授業料の半額：267,900円は超過しません)

申請年度の**後期**(原則)の授業料が免除されます。

学士
修士

1. 他の制度利用なし (授業料免除制度のみ利用)



免除額合計：267,900円

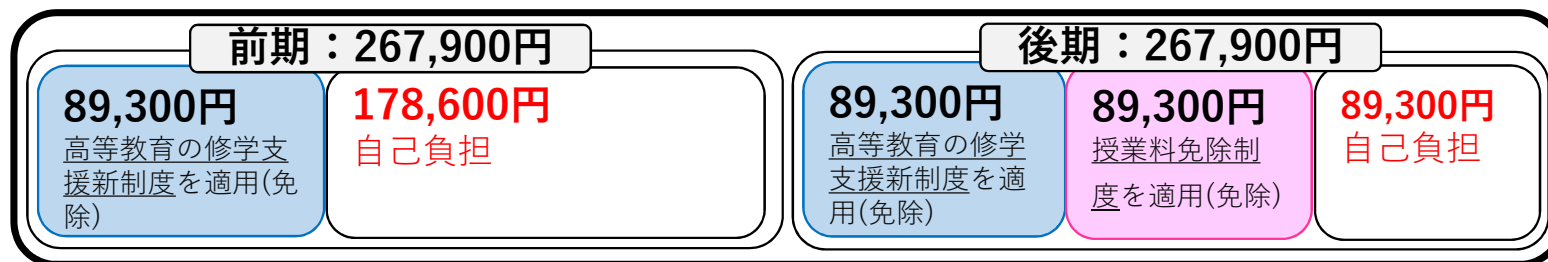
学士
のみ

2. 高等教育の修学支援新制度 (国の制度) 利用者*

*日本学生支援機構 給付奨学生

高等教育の修学支援新制度の支援区分に応じて適用する制度が変わります。授業料免除制度の免除額 (半額：267,900円) を上限に免除されます (高等教育の修学支援新制度の支援額が267,900円以下の場合に限り、授業料免除制度が適用されます)。

(例1) 支援区分が前期：第Ⅲ区分、後期：第Ⅲ区分の場合



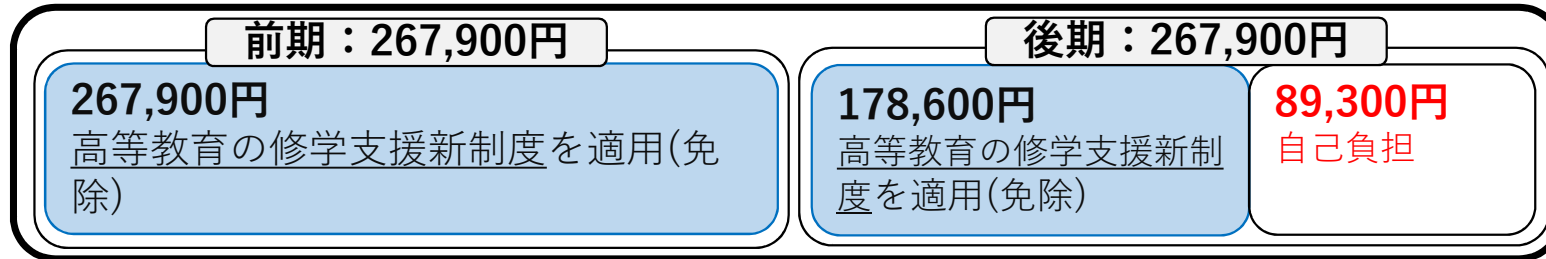
免除額合計：267,900円



学士
のみ

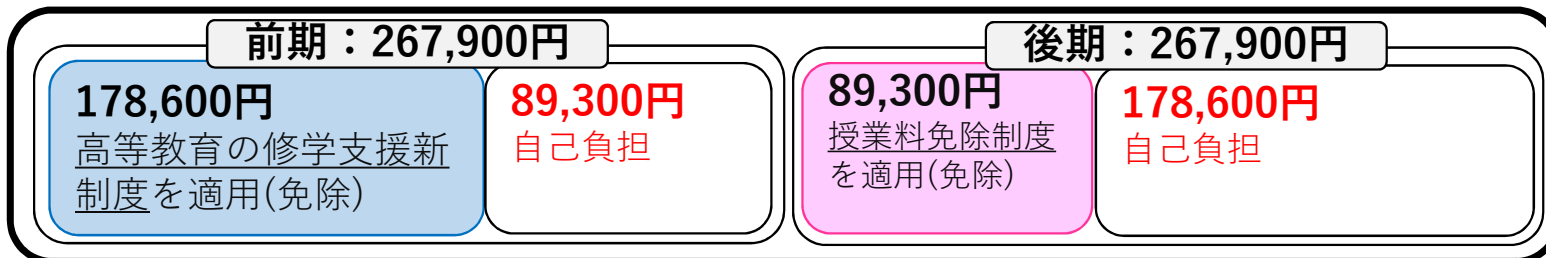
高等教育の修学支援新制度（国の制度）利用者 その他のケース

(例2) 支援区分が前期：第Ⅰ区分、後期：第Ⅱ区分の場合



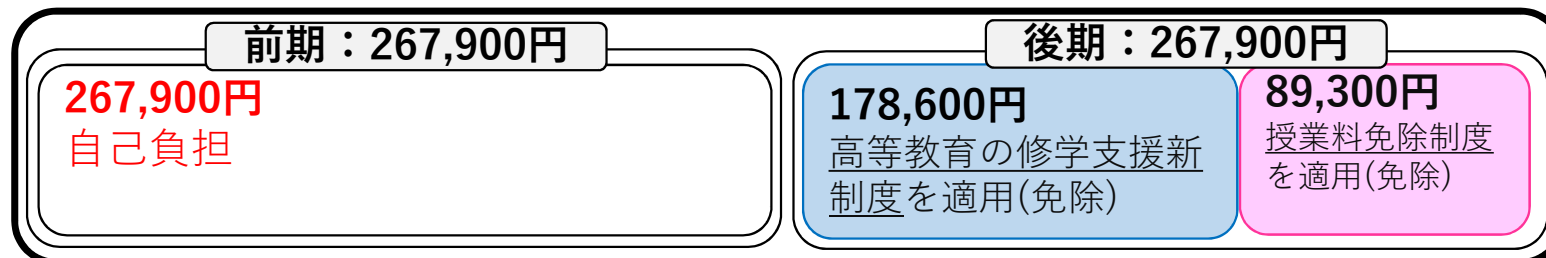
免除額合計：446,500円

(例3) 支援区分が前期：第Ⅱ区分、後期：支援区分外の場合



免除額合計：267,900円

(例4) 支援区分が前期：支援区分外、後期：第Ⅱ区分の場合



免除額合計：267,900円



修士のみ

3. 高知工科大学修士課程就学支援制度 利用者

授業料免除制度の免除額（半額：267,900円）を上限に免除されるため、追加での免除はありません。

※既に半額分を高知工科大学修士課程就学支援制度で免除されています。

高知工科大学修士課程就学支援制度の半額免除者は、授業料免除制度において**全額**免除者となった場合に限り、追加で免除されます。

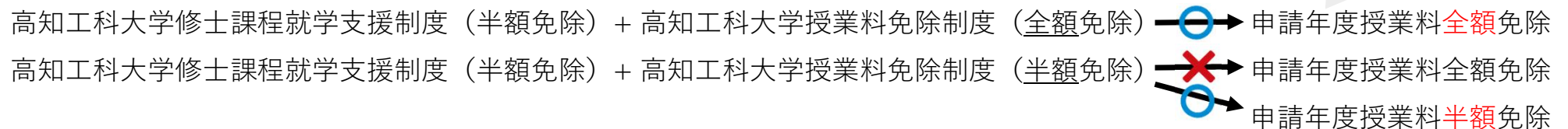


免除額合計：267,900円



ヒント

高知工科大学修士課程就学支援制度（半額免除）と高知工科大学授業料免除制度（半額免除）の2つの半額免除を合算した免除はありません。



授業料免除制度

不採用

自己負担が発生します
(最大負担額：年間授業料535,800円)

授業料の免除はありません。

※ただし、他制度（高等教育の修学支援新制度（国の制度）、高知工科大学修士課程就学支援制度）利用者は、他制度の支援が適用されます。

学士
修士

1. 他の制度利用なし（授業料免除制度のみ利用）



免除額合計：0円

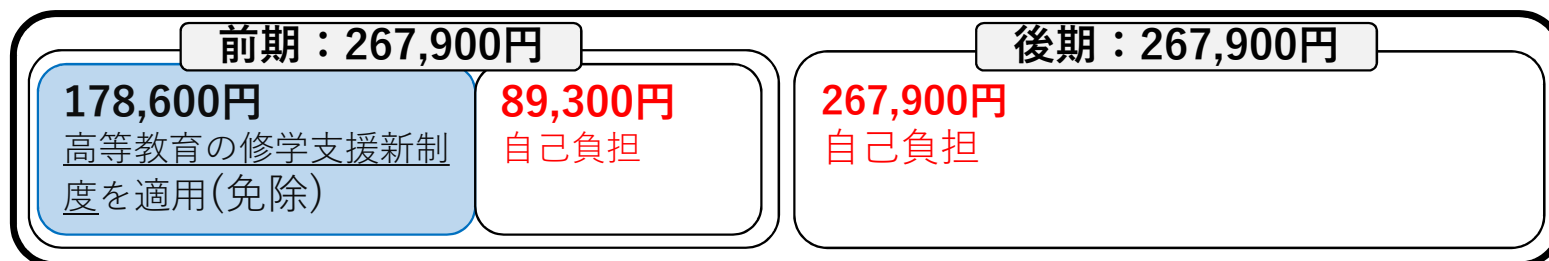
学士
のみ

2. 高等教育の修学支援新制度（国の制度）利用者*

*日本学生支援機構 給付奨学生

高等教育の修学支援新制度のみ適用されます。

（例）支援区分が前期：第II区分、後期：支援区分外の場合



免除額合計：178,600円

修士
のみ

3. 高知工科大学修士課程就学支援制度 利用者

高知工科大学修士課程就学支援制度のみ適用されます。



免除額合計：267,900円

まとめ

- ・ 他制度の利用がない場合は、採否結果（**全額免除**・**半額免除**・**不採用（免除なし）**）のとおり免除される。
- ・ 他制度の利用がある場合は、採用者は結果（**全額免除**・**半額免除**）を上限に他制度の免除額と合算し、免除される。不採用者は、他制度の免除額のみ免除される。

※半額免除者は、他制度の免除額が年間授業料の半額（267,900円）以上となる場合は、授業料免除制度は適用されない。